

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」の社是のもと、社業を通じて株主・投資家の皆様、取引先様、従業員など、さまざまなステークホルダーの信頼と期待に応えられる経営を推進しております。その実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底を図りながら迅速かつ適切で公平な情報開示を継続して行うことで、健全性・効率性・透明性の高い経営の実践に努め、企業価値の向上と社会の発展に貢献できる企業を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化を目的として、取締役会が必要と判断する企業の株式を保有しております。また、保有株式については、取引内容等を踏まえ、取引関係の維持・強化に伴い得られる中長期的収益等を総合的に考慮し、保有の合理性を取締役会にて定期的に検証しており、保有の合理性が乏しいと判断した場合は、適切な時期に保有株式数の縮減を行います。

2025年3月31日現在の保有状況については、有価証券報告書にて開示しております。

保有上場株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかどうかを総合的に判断し賛否を決定しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び執行役員に対して関連当事者取引に関わる調査を実施しております。重要事項に関しては取締役会にて報告し、決算短信及び有価証券報告書にて開示しております。なお、競業取引及び利益相反取引については、取締役会規程により、取締役会での承認事項としております。

【補充原則2-4-1】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、多様な価値観の中核人材の存在は、会社の持続的な成長を確保する上で強みとなると認識しており、当社のサステナビリティ基本方針のもと、「多様な人材の育成と活躍推進」を重要課題の一つとして取り組んでおります。中長期的な企業価値の向上に向け、社内環境整備を促進し、性別、国籍等の属性に依ることなく採用及び登用を今後も継続的に進めてまいります。なお、サステナビリティ基本方針及び人材育成方針、社内環境整備方針につきましては、当社ウェブサイトにて開示しております。

< 女性の管理職への登用 >

当社は、女性社員の管理職・役員への登用を目指し、教育研修制度を拡充することで女性社員の育成を行っております。また、社員及び家族の豊かな暮らしのために多様な働き方に対応したワークライフバランスの推進に取り組むことで、働きがいのある会社作りを目指しております。

なお、女性の管理職への登用については、2030年3月末の目標として「女性管理職割合15%」を掲げ女性活躍推進に取り組んでおり、2025年3月末時点において、当社の女性管理職割合は11.2%となっております。

サステナビリティ基本方針

<https://www.sunwa.co.jp/sustainability/commitment/>

人材育成方針

<https://www.sunwa.co.jp/sustainability/employee/>

社内環境整備方針

<https://www.sunwa.co.jp/sustainability/contribution/>

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金給付等積立金の運用を専門性の高い外部の運用受託機関へ委託しております。当社人事部門は、運用受託機関の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて政策的資産構成割合を見直すなど、健全性を確保しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイトにて掲載しております。

(2)当社は、「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」の社是のもと、社業を通じて株主・投資家の皆様、取引先様、従業員など、さまざまなステークホルダーの信頼と期待に応えられる経営を推進しております。その実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底を図りながら迅速かつ適切で公平な情報開示を継続して行うことで、健全性・効率性・透明性の高い経営の実践に努め、企業価値の向上と社会の発展に貢献できる企業を目指してまいります。

(3)取締役の報酬につきましては、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】」に報酬の額又はその算定方法の決定

方針を開示しております。また、執行役員の報酬につきましては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して執行役員報酬規程に基づき決定しております。

(4)当社の取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現及び重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、多様な知見と経験を有する取締役に構成しております。取締役候補者の指名については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、迅速かつ的確な意思決定と適材適所の観点により人選を行い、過半数を独立社外取締役に構成する指名委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定しております。

(5)取締役候補者の選任理由及び取締役の解任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類に開示しております。また、コーポレート・ガバナンス報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項〔取締役関係〕」に社外取締役の選任理由を開示しております。

【補充原則3-1-3】

当社は、サステナビリティに関する取り組みを重要な経営課題として位置づけており、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）の1つとして、「多様な人材の育成と活躍推進」を特定しております。人材育成方針に基づく取り組みや、中長期的な企業価値の向上に向け、人的資本や知的財産への投資など、経営戦略・経営課題との整合性を意識した取り組みを行います。なお、中期経営計画及びサステナビリティの取り組みについては当社ウェブサイトを開示しております。

サステナビリティについての取り組み

<https://www.sunwa.co.jp/sustainability/>

第12次中期経営計画

<https://www.sunwa.co.jp/ir/management/strategy/>

また、TCFD提言に沿った施策としては、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）の1つとして「地球環境の保全」を掲げ、取り組みを行っております。今後も、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、開示の質と量の充実を図ってまいります。なお、TCFD提言に沿った情報開示の詳細は当社ウェブサイトを開示しております。

TCFD提言に沿った情報開示

<https://www.sunwa.co.jp/sustainability/environment/>

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令に定める事項のほか、経営計画に関する事項等重要な業務執行の意思決定及び業務執行状況の監視・監督を行っております。また、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性基準について「社外役員の独立性要件」を定めており、有価証券報告書にて開示しております。候補者の選定にあたっては、他社での経営者や弁護士、公認会計士、人材育成の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のグループ経営及びコーポレート・ガバナンスに貢献が期待できる人物を選定しております。

【補充原則4-10-1】

当社における現在の取締役会の構成は、取締役総数12名のうち、独立社外取締役は5名となっております。取締役の指名・報酬については、特に独立性・客観性及び説明責任の強化が必要であることから、社外取締役が過半数を占める独立した指名委員会、報酬委員会を設置し、適切な関与・助言を得ております。指名委員会は社外取締役2名と社内取締役1名で構成、報酬委員会は社外取締役2名と管理部門責任者1名で構成されており、独立性・客観性を高めております。なお、両委員会の委員長は独立社外取締役としております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現及び重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、多様な知見と経験を有する取締役に構成しております。取締役候補者の指名については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、迅速かつ的確な意思決定と適材適所の観点により、過半数を独立社外取締役に構成する指名委員会への諮問・答申を経て、取締役会にて決定しております。

なお、スキル・マトリックスにつきましては、定時株主総会招集ご通知の参考書類において開示しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外取締役の他社での兼任状況を、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

2025年3月期は、取締役全員に対し、取締役会の実効性にかかる項目（取締役会の運営・構成・支援体制等）について匿名式のアンケート調査を実施し、分析・評価を行いました。

その結果、取締役会は全体として概ね適切に運営されており、実効性は確保されているものと判断しております。課題等に関しては継続的改善に努め、取締役会の機能向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】

当社の取締役は、その役割、責務を果たす為に必要な知識の習得に努めており、会社は必要に応じて支援を行っております。また、会社は、社外取締役の就任時に当社の経営戦略や経営計画、組織体制等の情報を提供しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主の皆様との建設的な対話を促進する為の当社の体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

() 当社は、IR担当役員を選任しております。

() 当社は、経営企画部 企画・IR課をIR担当部署としております。経営企画部 企画・IR課は関連部署と連携を取りながら株主の皆様との建設的な対話の実務を行っております。

() 当社は、決算説明会及び個人投資家向け会社説明会を実施するとともに、アナリストからの個別の取材対応を行っております。

() 当社は、決算説明会及び個人投資家向け会社説明会での質問事項（意見・懸念）について、IR担当役員が取締役会へ報告を行うことにより取締役との情報共有を行っております。

() 株主・投資家との対話に際してのインサイダー情報に関しては、コンプライアンスガイドラインに基づき、適切に管理しております。

< 直前事業年度における経営陣等と株主との対話の実施状況等 >

直前事業年度における経営陣等と株主との対話の実施状況については、本報告書 2.「IRに関する活動状況」をご参照ください。また発表資料及び動画配信については当社ウェブサイトに掲載しております。

決算説明会

<https://www.sunwa.co.jp/ir/event/presentations/>

個人投資家向け会社説明会

<https://www.sunwa.co.jp/ir/event/briefings/>

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、経営目標を当社ウェブサイト等に掲載するとともに、決算説明会を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。また、中期経営計画の進捗状況については決算説明会や個人投資家向け会社説明会にて説明をしており、発表資料については当社ウェブサイトに掲載しております。

決算説明会

<https://www.sunwa.co.jp/ir/event/presentations/>

個人投資家向け会社説明会

<https://www.sunwa.co.jp/ir/event/briefings/>

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	無し
アップデート日付 更新	2025年5月19日

該当項目に関する説明 更新

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社ウェブサイトを開示しております。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/8137/ir_material_for_fiscal_ym3/179187/00.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
光通信株式会社	1,168,600	7.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,071,200	7.05
株式会社安川電機	797,280	5.25
第一生命保険株式会社	729,960	4.80
株式会社オリジン	498,000	3.28
加賀電子株式会社	446,000	2.93
山田 益二郎	397,400	2.61
株式会社三菱UFJ銀行	395,160	2.60
サンワテクノス社員持株会	313,902	2.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	244,500	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

1. 2021年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が2021年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

野村アセットマネジメント株式会社 727,500株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.53%)

2. 2022年1月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2021年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

三井住友信託銀行株式会社 122,900株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.77%)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 394,800株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.46%)

日興アセットマネジメント株式会社 174,500株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.09%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名
--	-----

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
草薙 一郎	弁護士											
坂本 敦子	他の会社の出身者											
山口 章	他の会社の出身者											
康 理恵	公認会計士											
鈴木 信幸	学者											

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草薙 一郎		○	——	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のグループ経営及びコーポレート・ガバナンスに貢献して頂くために社外取締役として選任しております。また、同氏は独立役員としての属性等のすべての項目に該当しておらず、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしておりますので、独立役員として適任と考えております。
坂本 敦子		○	当社が2022年5月まで取引しておりました株式会社プライムタイムにおいて代表取締役を兼職しております。	人材育成の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のグループ経営及びコーポレート・ガバナンスに貢献して頂くために社外取締役として選任しております。なお、左記のとおり、同氏は当社が過去取引しておりました株式会社プライムタイムの代表取締役であります。当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしておりますので、独立役員として適任と考えております。
山口 章	○	○	——	不動産業界などをはじめとした様々な業界に関する豊富な知識や知見を有しており、独立した立場で取締役会の監査機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏は独立役員としての属性等のすべての項目に該当しておらず、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしておりますので、独立役員として適任と考えております。

康 理恵	○	○	——	公認会計士としての長年の経験を通じて培われた企業会計に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして特に内部統制について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏は独立役員としての属性等のすべての項目に該当しておらず、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしておりますので、独立役員として適任と考えております。
鈴木 信幸	○	○	——	経営学、経済統計学、認知科学を主な研究分野とする大学教授として、企業の経営戦略に関する豊富な知識や知見を有しております。独立した立場で取締役会の監査機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監督体制の充実に期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏は独立役員としての属性等のすべての項目に該当しておらず、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしておりますので、独立役員として適任と考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	更新
--------------------------------	----

監査等委員である取締役の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、経理部、経営企画部は必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助することができます。また、組織上独立している社長直轄の内部監査室が監査等委員である取締役の職務の補助を行っております。今後は、必要に応じて監査等委員である取締役の職務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の同意を得なければならないものとしております。監査等委員会スタッフの人事異動、人事考課、懲戒処分に関する事項については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、内部監査室や会計監査人と連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会は取締役会の諮問機関として、取締役3名で構成しており過半数を社外取締役が占めております。指名委員会は役員の選解任案に関して審議し取締役会に答申することで、取締役会の機能の独立性・客観性を強化しております。

(指名委員会構成員の氏名)

代表取締役 松尾 晶広

社外取締役 草薙 一郎、坂本 敦子

報酬委員会は取締役会の諮問機関として、社外取締役2名、管理部門責任者1名で構成しており過半数を社外取締役が占めております。報酬委員会は役員報酬案を審議し取締役会に答申することで、取締役会の機能の独立性・客観性を強化しております。

(報酬委員会構成員の氏名)

取締役管理本部長 的場 孝成

社外取締役 草薙 一郎、坂本 敦子

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」は以下のとおりです。

<社外役員の独立性要件>

当社の独立役員とは、会社法及び会社法施行規則の定めによる社外取締役であるとともに、以下の独立性の要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

- 過去3年間に、当社グループ(当社及び当社の関係会社)と、次に挙げる利害関係をもたないこと。
当社グループから1会計年度当たり1千万円を超える報酬(当社からの役員報酬を除く)、その他の財産を受け取っていないこと。
以下の企業等(持株会社を含む)の取締役、執行役(員)、その他の役員、部長クラスを含む業務執行者として従事していないこと。
a. 取引額にかかわらず、当社グループと実質的な利害関係を有する企業等(メインバンク、監査法人、弁護士事務所、コンサルタント会社等)
b. 当社の大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)である企業等
c. 当社グループが大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)となっている企業等
d. 当社グループと取締役の相互兼任(株式の持合いによる取締役の相互派遣)の関係を有する企業等
- 当社グループの役員の配偶者あるいは2親等以内の親族でないこと。
- 第1項に該当するものと生計を一にしていないこと。
- 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した業績連動報酬及び企業価値の継続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

詳細は本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役報酬関係)」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

取締役の報酬については、総額を事業報告、有価証券報告書において開示しております。また、報酬総額が1億円以上である取締役は、有価証券報告書において、個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の考え方

当社の取締役の報酬は、企業価値の維持的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。役員報酬制度は、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)については、基本報酬、業績連動報酬による単年度報酬(賞与)及び譲渡制限付株式報酬で構成され、監査等委員である取締役及び社外取締役については、基本報酬で構成されます。

役員の報酬内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2021年6月25日開催の第73期定時株主総会において、年額400百万円以内の固定枠と決議を頂いております。また、金銭報酬とは別枠で、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して年額150百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及びこれにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12万株以内とすることと決議を頂いております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、7名(うち、社外取締役2名)であります。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第73期定時株主総会において、年額100百万円以内の固定枠と決議を頂いております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役2名)となります。役員の報酬の詳細は以下のとおりとなります。

・基本報酬(金銭報酬)

当社の取締役の基本報酬(金銭報酬)は、月額固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定しており、その詳細については役員報酬規程に定めることとしております。

・業績連動報酬(役員賞与)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬としております。具体的には会社の経営活動全般の利益を示す財務数値である経常利益を当該指標とし、当該指標の対前年比増減率、目標値に対する達成度合い、経済情勢等を総合的に勘案して算出した額を賞与として毎年一定の時期に支給しております。(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標として2023年度の経常利益4,710百万円、2024年度の経常利益2,710百万円を用いております。

・譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、一定の時期に報酬として付与いたします。(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)

譲渡制限付株式報酬の付与株式数については、取締役の役位、職責に応じて、経営に関する部分と執行業務に関する部分についてそれぞれの基本となる株式数を設定し、当社株式の株価成長率、執行内容の実績や達成度合いを勘案し実際に付与する株式数を決定します。

・取締役の個人別の額に対する報酬等の種類ごとの割合

取締役の報酬等の種類ごとの割合は、他社水準や業績の状況などを勘案し決定します。

役員報酬等の決定方法

当社の取締役の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長が原案を作成し、報酬委員会に諮問し答申を得た上で決定しております。また、譲渡制限付株式報酬の付与の決定については取締役会の決議を要しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、代表取締役社長 松尾 晶広氏に対し、個人別の取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で決定することとしており、手続きの客観性と透明性を確保しております。当該報酬の内容は、これらの手続きに則り、決定方針に基づき決定されるものであるため、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

当社の社外取締役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。取締役会については経営企画部、監査等委員会については経理部が情報提供の支援を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 一名

その他の事項

――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

・当社の取締役会は取締役12名で構成しており、そのうち5名は社外取締役です。取締役会は業務執行状況を正確に把握し、迅速かつ柔軟に経営判断ができるように、月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ随時機動的に臨時取締役会を開催し、業績の進捗確認、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決議するとともに、業務執行の状況を監督しております。また、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図っております。

・監査等委員会は4名の監査等委員である取締役で構成しており、過半数は社外取締役です。監査等委員会は原則月1回開催し、取締役の職務執行を監査・監督しております。監査等委員である取締役は、監査等委員会の他に取締役会、常務会、経営会議、関連会社経営会議、サンワグループ会議へ出席し、情報収集を行い、経営に対する適切な監査を実施しております。

・指名委員会は取締役会の諮問機関として、取締役3名で構成しており過半数を社外取締役が占めております。指名委員会は役員の選解任案に関して審議し取締役会に答申することで、取締役会の機能の独立性・客観性を強化しております。

・報酬委員会は取締役会の諮問機関として、社外取締役2名、管理部門責任者1名で構成しており過半数を社外取締役が占めております。報酬委員会は役員報酬案を審議し取締役会に答申することで、取締役会の機能の独立性・客観性を強化しております。

・サステナビリティ委員会はグループ全体のリスクマネジメント及びサステナビリティに関する各課題への取り組みを推進し、定期的に取締役会へ活動状況を報告します。

・コンプライアンス委員会は「サンワテクノス企業行動規準」を定め、法令、定款、企業倫理及びその他社内規程の遵守状況を適時に管理・監督し、定期的に取締役会へ活動状況を報告します。

・当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

・当社における内部監査部門は、内部監査室となります。内部監査室は、1名で構成されておりますが、必要に応じ、社長の承認を得た上で、管理本部より担当者を選任の上、内部監査を実施し、内部統制の整備並びに運用の評価を行い、経営合理化及び能率増進に資するとともに、不正、過誤の防止に努めております。なお、内部監査室は監査等委員会、会計監査人と定期的な情報交換等を実施し、相互連携を図ってまいります。

・会計監査については、井上監査法人を会計監査人として選任しており、継続監査期間は1980年以降であり、業務を執行した公認会計士は以下の通りです。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士2名、公認会計士試験合格者1名、その他2名であります。

指定社員 業務執行社員 平松 正己
指定社員 業務執行社員 吉松 博幸

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社はコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として監査等委員会設置会社を採用しております。また、取締役会における意思決定機能及び監視・監督機能の一層の強化並びに業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の検討時間を十分に確保できるよう、会計監査人による適切な監査時間の確保等に配慮しつつ、法定期日よりも早期の招集通知発送を心掛けております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は株主の皆様との対話の場であるとの観点から、より多くの株主の皆様が株主総会に出席できるように、毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っております。また、株主の皆様との充実した対話を行う為に、正確な情報提供ができるように株主総会に関連する日程を定めております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン等から、当社が指定する株主名簿管理人の議決権行使サイトを通じて、インターネットによる議決権行使をできる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を当社ウェブサイト、東京証券取引所のウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームに開示しております。
その他	【ウェブサイトへの招集通知の掲載】 当社は、株主の皆様が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、取締役会決議等の諸手続き完了後、電子提供措置として、株主総会開催日の3週間前までに、T Dnetを通じて開示し、あわせて当社ウェブサイトに掲載いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	【2025年3月期における活動状況】 2024年7月 1回実施 2025年2月 1回実施 2025年3月 2回実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	【2025年3月期における活動状況】 2024年5月 1回実施 2024年11月 1回実施 【実施内容】 代表取締役が当社の業績の変動要因、今後の見通しについて説明 【参加者の属性】 アナリスト、機関投資家	あり
IR資料のホームページ掲載	【当社ウェブサイトにおいて掲載している投資家向け情報】 決算短信、有価証券報告書、株主通信、決算情報以外の適時開示資料、会社案内、会社概要、取扱い製品資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	【IR担当部署】 経営企画部 企画・IR課 【IR担当役員】 取締役 執行役員 的場 孝成	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーの立場を尊重しつつ、協働に努めるべきと認識しており、社は「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」を軸として、ステークホルダーとの協働を実践すべく、企業行動規準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」の社是のもと、「持続可能な社会への貢献」と「持続的な企業価値の向上」の2つのサステナビリティの実現を目指しております。サステナビリティの実現に向けて5つの重要課題(マテリアリティ)を特定し、環境保全活動、CSR活動を推進しております。TCFD提言に基づく気候変動への取り組み等、各重要課題と連動する具体的な取り組みについては、当社ウェブサイトにて開示しております。 <サステナビリティ重要課題(マテリアリティ)> 1. 社会を支えるテクノロジーとエンジニアリングの提供 2. 地球環境の保全 3. 健康で安心、安全な暮らしへの貢献 4. 多様な人材の育成と活躍推進 5. 持続的成長を支える経営基盤の更なる強化
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報取扱責任者及び情報開示責任者を定め、適時正確な情報を開示する体制を構築しております。会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでおり、当社ウェブサイトに掲載しております。また、インサイダー情報に関しては、コンプライアンスガイドラインに基づき、適切に管理しております。
その他	サンワテクノスは、「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」の社是のもと、社員が心身ともに健康であることこそが会社の発展、社会貢献につながるものと認識しております。社員の健康づくりを推進していくために、2018年6月に健康経営宣言を制定するとともに、健康推進委員会を設置し、ウォーキングイベントや全社員の健康診断・人間ドックの受診と再検査のサポート、生活習慣の経年データの収集等、様々な活動を行っております。このような取り組みにより、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人」の認定を2021年より連続して取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の取締役会において決議した当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システム構築に関する基本方針」)は次のとおりであります。

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の役員並びに従業員は、「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」の社是の下、「経営理念」、「サンワテクノス企業行動規準」、「コンプライアンス規程」及び「個人情報保護規程」等に掲げる倫理観並びに行動基準を指針とし、企業の社会的責任を果たしております。また、これを徹底するため、「コンプライアンス規程」の定めに従い、コンプライアンス委員会を年2回以上開催し、企業の社会的責任の基礎となる法令及び定款を遵守するコンプライアンス体制を確立しております。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の文書については、「取締役会規程」に基づき作成され、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理しております。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「危機管理規程」を定め、業務上のリスクを適切、迅速に管理、コントロールすることにより経営の安定を図っております。自然災害リスク等の有事の際は「危機管理規程」の定めに従って対策本部が設置され、迅速な情報収集と適切な対応が実現できる体制を確立しております。また、リスク管理全般に関わる重要事項を検討する機関として代表取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則月1回開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。経営上重要な事項については、常務会においても審議を尽くし、その結果を取締役会においても議論を重ね充実化を図っております。更に経営会議、関連会社経営会議、サンワグループ会議において当社並びにグループ各社の目標展開、課題への対応を討議する体制を確立しております。また、「組織規程」、「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図っております。なお、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図っております。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関連会社管理規程」に基づき、グループ各社の経営上の重要事項については取締役会に報告する体制を確立しております。また、関連会社経営会議においても重要事項の事前了承を求めており定期的に報告する体制を構築しております。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ各社の損失の危険の管理に関する規程については、当社の「危機管理規程」に準拠しており、業務上のリスクを適切、迅速に管理、コントロールすることにより経営の安定を図っております。また、グループ各社の重要な会社情報は「関連会社管理規程」に基づき当社の取締役会への報告体制を構築しております。

- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関連会社管理規程」に当社とグループ会社間の権限と義務関係を明確に定めており、グループ各社の自主性及び独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営を確保するための体制を構築しております。
- (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ各社の役員並びに従業員は、当社の「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」の社是の下、「経営理念」、「サンワテクノス企業行動規程」、「コンプライアンス規程」及び「個人情報保護規程」等の倫理観並びに行動基準を指針とし、企業の社会的責任を果たしております。

当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、経理部、経営企画部は必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助することができます。また、組織上独立している社長直轄の内部監査室が監査等委員である取締役の職務の補助を行っております。今後は、必要に応じて監査等委員である取締役の職務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の同意を得なければならないものとしております。

当社の監査等委員である取締役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、前号監査等委員である取締役の職務補助のための監査等委員会スタッフの人事異動、人事考課、懲戒処分に関する事項については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとしております。

当社の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- (1)当社の取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制
取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員である取締役に遅滞なく報告するものとしております。また、監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会の他に常務会、経営会議、関連会社経営会議、サンワグループ会議などの重要な会議に出席するとともに主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員を除く。）又は使用人に説明を求めるものとしております。
- (2)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制
監査等委員である取締役は関連会社経営会議に出席し、業務の執行状況及び経営上重要な報告を受けていることに加えて、会計監査人、内部監査室の監査計画を確認の上、監査計画を立案し、子会社の監査も実施しております。会計監査人が実施した子会社監査結果については会計監査人又は監査随伴担当者から報告を受け、意見交換を行っております。また、グループ各社の経営上の重要事項については「関連会社管理規程」の定めに従って報告されることになっており、監査等委員である取締役はその主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めるものとしております。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・ライン制度規程」に準拠して保護と秘密保持に最大限の配慮を行うこととしております。

当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。また、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、半期に一度、一定額の予算を立案しております。

その他当社の監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員である取締役は、取締役会の他、常務会、経営会議、関連会社経営会議、サンワグループ会議等の重要な会議に出席しております。さらに経理部、経営企画部は必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助することができ、内部監査室及び会計監査人は監査等委員である取締役と連携を図り、適切な意思疎通と監査に必要な情報の共有及び実効的な監査業務の遂行の支援をしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「サンワテクノス企業行動規程」において、法令および企業倫理の順守を経営の基本とし、反社会的勢力との関係を遮断する方針を定めております。

■ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)社は「人を創り 会社を興し 社会に尽くす」に基づき、企業が社会の一員であることを十分に認識し、今後とも誠実かつ公平な事業を展開し、社会との信頼関係をゆるぎないものとするため、「サンワテクノス企業行動規程」を制定し、これを運営、管理するため、管理部門管掌役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。
- (2)反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため顧問弁護士に適宜助言を受けるとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、特防連）に加盟し、各加盟企業との連携を図っております。
- (3)「サンワテクノス企業行動規程」のほか、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・ライン制度規程」、「コンプライアンス・ガイドライン」、「コンプライアンス実施の手引き」、「危機管理規程」などの諸規程を整備するとともに、各部門に配置したコンプライアンス委員を通じ、コンプライアンス研修を適宜実施し、コンプライアンスの強化を図っております。また、特防連主催の研修会やセミナーに参加し、反社会的勢力に関する情報の収集、対応方法の研究を行っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は以下の通りです。

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営基本理念、企業価値の源泉、各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者である必要があると考えており、また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する結果となる大規模な買付行為等（大規模買付行為等）の中には、当社が継続して向上させてきた当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するものもあります。

かかる認識の下、当社は、当社株主の皆様が、大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を慎重に判断する機会がなければならないと考えており、大規模な買付行為等を行う者（大規模買付者）及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に対し、当該大規模買付行為等の目的や内容等及びそれが当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響につき、必要かつ十分な情報及び意見等が提供され、かつ、それら双方を検討するための（いわゆる強圧性による株主の皆様のご判断への影響ができるだけ存しない状況下における）必要かつ十分な熟慮期間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、当社企業価値ないし株主共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付者に対しては、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

■ 適時開示体制の概要

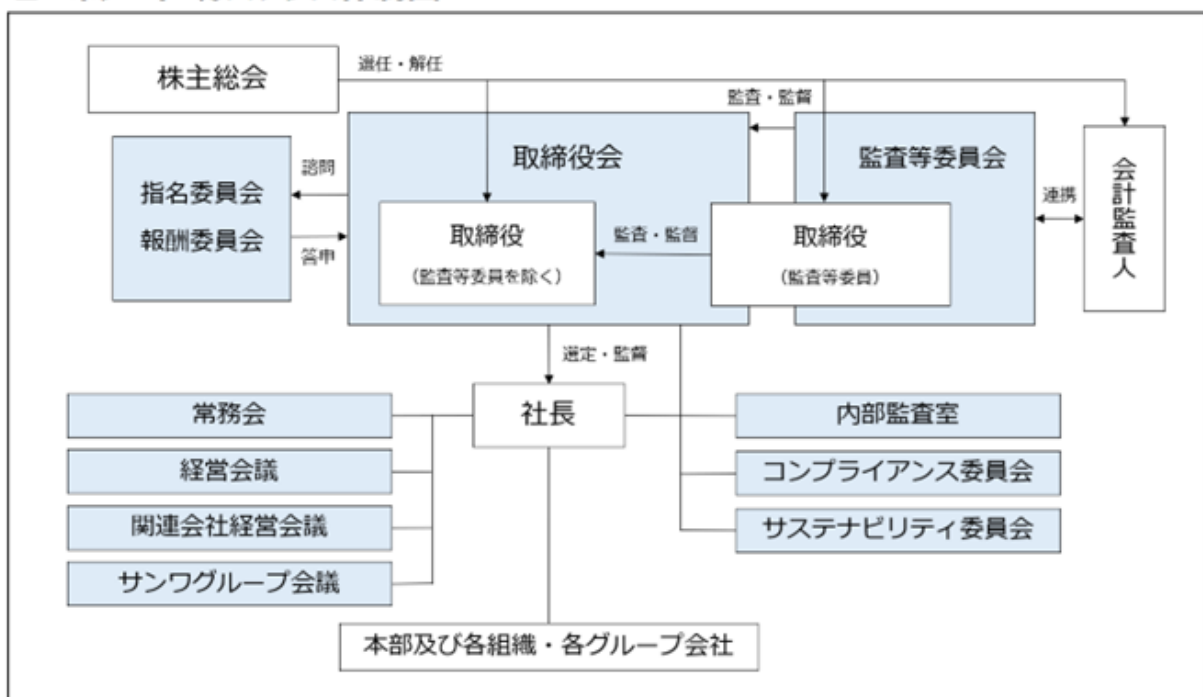
当社の社内体制として会社情報の取扱責任者に管理本部長を充て、会社情報の開示責任者に経理部長を充てております。

当社の重要な会社情報は取締役会及び稟議手続により決定し、総務部が取り纏めを行い、情報取扱責任者及び情報開示責任者に報告されます。また、当社子会社に関する重要な会社情報は各社規程に基づき各子会社から経営企画部への会社情報の報告体制を構築しております。情報取扱責任者及び情報開示責任者に報告された当社グループの重要な会社情報は、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」に定める開示基準に沿って開示内容を決定し、正確・公平・迅速な情報開示を行うこととしています。

なお、緊急の場合には情報取扱責任者及び情報開示責任者の判断により迅速な情報開示を行うこととしております。

情報開示につきましては、T Dnetを通じて行い、同時に東京証券取引所内の記者クラブへ資料配布し、当社ウェブサイトへも速やかに掲載することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制図



重要な会社情報の報告体制

